

運 營 規 程

社会福祉法人<sup>恩賜
財団</sup> 済生会支部愛媛県済生会

済生会介護支援センター姫原

(特定相談支援)

障害者総合支援法に基づく指定相談支援運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人^{恩賜}~~財団~~済生会支部愛媛県済生会が設置する済生会介護支援センター姫原（以下「事業所」という。）が実施する障害者総合支援法に基づく指定相談支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定相談支援の円滑な運営管理を図るとともに、障害者又は障害児（以下「利用者」という。）に対し、適切な障害福祉サービス等を提供することを目的とする。

(運営の基本方針)

第2条 事業は、利用者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行うものとする。

2 事業の実施にあたっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が、多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。

3 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って、支給決定障害者等に提供される障害福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業所に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとする。

4 事業の実施にあたっては、自らその提供する指定相談支援の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

5 事業の運営に当たっては、市町村、障害福祉サービス事業所等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善、開発に努めるものとする。

6 指定相談支援は、利用者の意向を踏まえ、自立した日常生活、社会生活を実現するように行うものとする。

7 事業の実施にあたっては、前6項の他、「障害者総合支援法に基づく指定相談支援の人員及び運営に関する基準」に定める内容を遵守する。

8 事業の運営に当たっては、利用者が指定計画相談支援を利用することにより、地域の教育、就労等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての者が共生することができるよう、地域社会への参加や包摂の推進に努めるとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の希望を踏まえて障害者支援施設、精神科病院等から地域生活への移行の推進に努めなければならない。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 済生会介護支援センター姫原

(2) 所在地 愛媛県松山市姫原1丁目1656番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 常勤兼務1名以上

管理者は、従業員の管理、指定相談支援の利用の申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定相談支援の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) 相談支援専門員 1名以上

相談支援専門員は地域の利用者からの日常生活全般に関する相談、サービス利用計画の作成に関する業務を行う。

(職員の勤務体制等)

第5条 事業所の職員の勤務体制は、本会就業規則に定めるところによる。

- 2 管理者は、毎月の勤務表を前月25日までに策定し、当該職員に周知するものとする。
- 3 事業所におけるサービスの提供は、直接事業所の職員によって行う。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。
- 4 管理者は、事業所の職員に対し、資質の向上のため研修の機会を確保するものとする。
- 5 事業所はハラスメント対策として以下の措置を講ずる。

- (1) 当該事業所におけるハラスメントの内容及び施設におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、そのことについて周知徹底する。
- (2) 当該事業所は、ハラスメントに対応する担当者を定め、相談への対応のための窓口として職員へ周知する。
- (3) 利用者又はその家族等からのハラスメント対策として、ハラスメント対策マニュアルを策定し、防止に努める。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、(1月1日から1月3日まで)を除く。
- (2) 営業時間 8:30から17:30までとする。

(指定相談支援の提供方法及び内容)

第7条 事業所で行う指定相談支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 支給決定障害者等から指定相談支援の申込みを受けたときは、当該利用申込者の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援や障害の特性に応じた適切な配慮に配慮をしつつ、運営規定の概要、従業員の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得た上で支援を実施するものとする。
- (2) 地域の利用者からの日常生活全般に関する相談

- (3) 地域の障害福祉サービス事業所等の情報提供
- (4) サービス利用計画の作成
- (5) サービス担当者会議（サービス利用計画の原案に位置付けた指定障害福祉サービス等の担当者を招集して行う会議）の開催
- (6) サービス利用計画の作成後、サービス利用計画の実施状況の把握（モニタリング）
- (7) 前6号の他、「障害者総合支援法に基づく指定相談支援の人員及び運営に関する基準」に定める内容
- (8) アセスメントにあたっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意志及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

（支給決定障害者等から受領する費用及びその額）

第8条 事業所は、法定代理受領を行わない指定相談支援を提供した際は、支給決定障害者等から厚生労働省が定められたサービス利用計画作成費の額の支払を受けるものとする。

- 2 事業所は、支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定相談支援を行う場合には、それに要した交通費の支払いを支給決定障害者等から受けるものとする。なお、事業所の車輛を使用した場合の交通費は次の額を徴収することができる。

通常の実施地域を越えた場合、1kmにつき100円を請求する。

- 3 前項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得るものとする。
- 4 サービスの利用料金等は、サービス提供月の翌月20日に利用者の指定した銀行口座より引き落としするものとする。
- 5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った支給決定障害者等に対し交付するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は次のとおりとする。

通常の事業の実施地域は、松山市（道後、清水、味酒、三津浜、高浜、和気、潮見、堀江、久枝、北条、河野、栗井）とする。

（指定相談支援を提供する主たる対象者）

第10条 事業所において指定相談支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者

- (2) 知的障害者
- (3) 精神障害者
- (4) 障害児
- (5) 難病

(身体拘束及び虐待防止に向けた体制等)

第11条 事業所は、サービス提供するに当たって、入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等は行わない。また、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 事業所は、虐待発生防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。

- 一 事業所は、虐待防止検討委員会を設ける。その責任者は生活相談員とする。
- 二 虐待防止検討委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談・報告体制、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討等を行う。なお、本虐待防止検討委員会は、3ヶ月に1回以上、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システム等を用いて実施し、職員に周知徹底を図る。
- 三 職員は、年2回以上、虐待発生防止に向けた研修を受講する。
- 四 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

(苦情解決)

第12条 事業所は、提供した指定相談支援に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 事業所は、その提供した指定相談支援に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により実施する調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第13条 現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医へ連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

- 2 主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 サービスの実施中に天災その他の災害が発生した場合、従業者等は必要によりサービス利用者の避難等の措置を講ずる他、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。
- 4 サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者の係る

障害福祉サービス事業所等に連絡をとる等の必要な措置を講ずる他、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

(衛生管理等について)

第14条 事業所は、サービスに使用する用品を清潔に保持し、定期的な消毒を促す等、衛生管理に十分留意するものとする。

2 管理者は、事業所の職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。

(秘密保持)

第15条 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

(賠償責任)

第16条 管理者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行わなければならない。

(その他運営についての留意事項)

第17条 事業所は従業者の質的向上を図るための研修の機会を、次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1カ月以内
- 二 継続研修 年1回

2 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

3 事業所は、利用者に対するサービス提供に関する諸記録を整備し、当該サービスを提供した日より5年間保存する。

(委任)

第18条 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人^豊財^団済生会支部愛媛県済生会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(感染症や災害への対応力強化)

第19条 事業所は、感染症対策強化として、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する感染委員会を3ヶ月に1回以上実施し、指針の整備、感染症に関する研修の実施、訓練(シミュレーション)についても、適宜、行うこととする。

2 事業所は、災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが提供できるよう、業務継続に向けた計画等の策定を行い、職員に周知するとともに、研修の実施、訓練(シミュレーション)について、適宜、行うこととする。

3 事業所は訓練の実施にあたっては、防災協定を締結している姫原町内会の参加協力

が得られるよう連携に努める。

(掲示及び広告)

第20条 当該事業所は、事業所内の見やすい場所に運営規程の概要、従業者の勤務体制、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項及び苦情の受付に関する事項を掲示しなければならない。

2 当該事業所は、指定特定相談支援について広告を掲載する場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

3 当該事業所は、重要事項を記載した書面を当該事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

4 当該事業所は原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第21条 当該事業所は、事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催しなければならない。

附則

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年12月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。(出張所の廃止)

この規程は、平成28年8月1日から施行する。

この規程は、平成28年11月1日から施行する。

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

この規程は、平成30年7月1日から施行する。

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年11月10日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。